

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 31 年 2 月 20 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800395号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800109号

## 第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第2欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月18日  
② 平成21年3月31日  
③ 平成21年12月17日  
④ 平成22年3月31日  
⑤ 平成22年7月17日  
⑥ 平成22年12月17日  
⑦ 平成23年3月31日  
⑧ 平成23年7月22日  
⑨ 平成23年12月22日  
⑩ 平成24年3月29日  
⑪ 平成24年7月27日  
⑫ 平成24年12月21日  
⑬ 平成25年3月29日  
⑭ 平成25年7月26日  
⑮ 平成25年12月20日  
⑯ 平成26年3月28日  
⑰ 平成26年7月25日  
⑱ 平成26年12月19日

⑱ 平成 27 年 3 月 31 日

⑳ 平成 27 年 7 月 31 日

㉑ 平成 27 年 12 月 18 日

A社から請求期間①から⑳に支給された賞与について、事業主は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届を提出しており、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑳に係る賃金台帳により、請求者は、同社から各請求期間に賞与の支給を受け、当該賞与から事業主により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

ただし、A社から提出された請求者及び複数の同僚の請求期間①から⑳に係る賃金台帳により、請求期間③の賞与に係る厚生年金保険料控除額については、当該期間当時の法定の厚生年金保険料率より低い料率で算出された厚生年金保険料額となっていることが確認できる。

また、請求期間③の賞与に係る厚生年金保険料控除額については、当該期間当時の法定の厚生年金保険料率により算出された額となっていることが確認できるが、当該控除額に見合う賞与額は 40 万円であり、請求者の賃金台帳から確認できる賞与支給額（30 万円）とは異なっていることが確認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、政府の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 2 月 16 日に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成20年12月18日	12万5,000円
② 平成21年3月31日	7万5,000円
③ 平成21年12月17日	29万4,000円
④ 平成22年3月31日	70万円
⑤ 平成22年7月17日	40万円
⑥ 平成22年12月17日	40万円
⑦ 平成23年3月31日	40万円
⑧ 平成23年7月22日	20万円
⑨ 平成23年12月22日	20万円
⑩ 平成24年3月29日	60万円
⑪ 平成24年7月27日	20万円
⑫ 平成24年12月21日	20万円
⑬ 平成25年3月29日	30万円
⑭ 平成25年7月26日	30万円
⑮ 平成25年12月20日	30万円
⑯ 平成26年3月28日	130万円
⑰ 平成26年7月25日	40万円
⑱ 平成26年12月19日	50万円
⑲ 平成27年3月31日	50万円
⑳ 平成27年7月31日	40万円
㉑ 平成27年12月18日	50万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800396号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800107号

## 第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第2欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月18日  
② 平成21年7月17日  
③ 平成21年12月17日  
④ 平成22年3月31日  
⑤ 平成22年7月17日  
⑥ 平成22年12月17日  
⑦ 平成23年3月31日  
⑧ 平成23年7月22日  
⑨ 平成23年12月22日  
⑩ 平成24年3月29日  
⑪ 平成24年7月27日  
⑫ 平成24年12月21日  
⑬ 平成25年3月29日  
⑭ 平成25年7月26日  
⑮ 平成25年12月20日  
⑯ 平成26年3月28日  
⑰ 平成26年7月25日  
⑱ 平成26年12月19日

⑱ 平成 27 年 3 月 31 日

⑳ 平成 27 年 7 月 31 日

㉑ 平成 27 年 12 月 18 日

A社から請求期間①から㉑に支給された賞与について、事業主は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届を提出しており、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から㉑に係る賃金台帳により、請求者は、同社から各請求期間に賞与の支給を受け、当該賞与から事業主により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

ただし、A社から提出された請求者及び複数の同僚の請求期間①から㉑に係る賃金台帳により、請求期間③の賞与に係る厚生年金保険料控除額については、当該期間当時の法定の厚生年金保険料率より低い料率で算出された厚生年金保険料額となっていることが確認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から㉑に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から㉑に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、政府の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年2月16日に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から㉑に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成20年12月18日	55万円
② 平成21年7月17日	35万円
③ 平成21年12月17日	68万5,000円
④ 平成22年3月31日	40万円
⑤ 平成22年7月17日	60万円
⑥ 平成22年12月17日	100万円
⑦ 平成23年3月31日	40万円
⑧ 平成23年7月22日	30万円
⑨ 平成23年12月22日	80万円
⑩ 平成24年3月29日	50万円
⑪ 平成24年7月27日	50万円
⑫ 平成24年12月21日	80万円
⑬ 平成25年3月29日	25万円
⑭ 平成25年7月26日	45万円
⑮ 平成25年12月20日	100万円
⑯ 平成26年3月28日	100万円
⑰ 平成26年7月25日	30万円
⑱ 平成26年12月19日	75万円
⑲ 平成27年3月31日	75万円
⑳ 平成27年7月31日	30万円
㉑ 平成27年12月18日	45万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800397号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800108号

## 第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第2欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月18日  
② 平成21年7月17日  
③ 平成21年12月17日  
④ 平成22年3月31日  
⑤ 平成22年7月17日  
⑥ 平成22年12月17日  
⑦ 平成23年3月31日  
⑧ 平成23年7月22日  
⑨ 平成23年12月22日  
⑩ 平成24年3月29日  
⑪ 平成24年7月27日  
⑫ 平成24年12月21日  
⑬ 平成25年3月29日  
⑭ 平成25年7月26日  
⑮ 平成25年12月20日  
⑯ 平成26年3月28日  
⑰ 平成26年7月25日  
⑱ 平成26年12月19日



- ⑱ 平成 27 年 3 月 31 日
- ⑳ 平成 27 年 7 月 31 日
- ㉑ 平成 27 年 12 月 18 日

A社から請求期間①から②に支給された賞与について、事業主は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届を提出しており、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から②に係る賃金台帳により、請求者は、同社から各請求期間に賞与の支給を受け、当該賞与から事業主により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

ただし、A社から提出された請求者及び複数の同僚の請求期間①から②に係る賃金台帳により、請求期間③の賞与に係る厚生年金保険料控除額については、当該期間当時の厚生年金保険料率より低い料率で算出された厚生年金保険料額となっていることが確認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から②に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、政府の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年2月16日に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成20年12月18日	50万円
② 平成21年7月17日	28万円
③ 平成21年12月17日	58万7,000円
④ 平成22年3月31日	35万円
⑤ 平成22年7月17日	50万円
⑥ 平成22年12月17日	65万円
⑦ 平成23年3月31日	35万円
⑧ 平成23年7月22日	25万円
⑨ 平成23年12月22日	65万円
⑩ 平成24年3月29日	40万円
⑪ 平成24年7月27日	45万円
⑫ 平成24年12月21日	65万円
⑬ 平成25年3月29日	20万円
⑭ 平成25年7月26日	40万円
⑮ 平成25年12月20日	80万円
⑯ 平成26年3月28日	80万円
⑰ 平成26年7月25日	45万円
⑱ 平成26年12月19日	80万円
⑲ 平成27年3月31日	60万円
⑳ 平成27年7月31日	30万円
㉑ 平成27年12月18日	30万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800398号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800111号

## 第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第2欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月18日  
② 平成21年3月31日  
③ 平成21年12月17日  
④ 平成22年3月31日  
⑤ 平成22年7月17日  
⑥ 平成22年12月17日  
⑦ 平成23年3月31日  
⑧ 平成23年7月22日  
⑨ 平成23年12月22日  
⑩ 平成24年3月29日  
⑪ 平成24年7月27日  
⑫ 平成24年12月21日  
⑬ 平成25年3月29日  
⑭ 平成25年7月26日  
⑮ 平成25年12月20日  
⑯ 平成26年3月28日  
⑰ 平成26年7月25日  
⑱ 平成26年12月19日

⑱ 平成 27 年 3 月 31 日

⑳ 平成 27 年 7 月 31 日

㉑ 平成 27 年 12 月 18 日

A社から請求期間①から⑳に支給された賞与について、事業主は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届を提出しており、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から㉑に係る賃金台帳により、請求者は、同社から各請求期間に賞与の支給を受け、当該賞与から事業主により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

ただし、A社から提出された請求者及び複数の同僚の請求期間①から㉑に係る賃金台帳により、i) 請求期間③の賞与に係る厚生年金保険料控除額については、当該期間当時の法定の厚生年金保険料率より低い料率で算出された厚生年金保険料控除額となっていること、ii) 請求期間④の賞与に係る厚生年金保険料控除額については、請求者の賃金台帳及び賞与に係る給与支給明細書から確認できる賞与支給額（30万円）とは異なった金額（50万円）に対して、当該期間当時の法定の厚生年金保険料率により算出された厚生年金保険料額となっていること、iii) 請求期間⑥の賞与に係る厚生年金保険料控除額については、当該期間に係る賃金台帳から、180万円の賞与の支払を受け、当該期間当時の標準賞与額の上限額（150万円）に見合う厚生年金保険料額となっていることが確認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から㉑に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与に係る給与支給明細書により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から㉑に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、政府の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年2月16日に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から㉑に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成20年12月18日	15万円
② 平成21年3月31日	10万円
③ 平成21年12月17日	29万4,000円
④ 平成22年3月31日	70万円
⑤ 平成22年7月17日	50万円
⑥ 平成22年12月17日	50万円
⑦ 平成23年3月31日	50万円
⑧ 平成23年7月22日	25万円
⑨ 平成23年12月22日	25万円
⑩ 平成24年3月29日	70万円
⑪ 平成24年7月27日	25万円
⑫ 平成24年12月21日	25万円
⑬ 平成25年3月29日	30万円
⑭ 平成25年7月26日	40万円
⑮ 平成25年12月20日	40万円
⑯ 平成26年3月28日	150万円
⑰ 平成26年7月25日	40万円
⑱ 平成26年12月19日	40万円
⑲ 平成27年3月31日	80万円
⑳ 平成27年7月31日	40万円
㉑ 平成27年12月18日	40万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800399号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800110号

## 第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第2欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月18日  
② 平成21年7月17日  
③ 平成21年12月17日  
④ 平成22年3月31日  
⑤ 平成22年7月17日  
⑥ 平成22年12月17日  
⑦ 平成23年3月31日  
⑧ 平成23年7月22日  
⑨ 平成23年12月22日  
⑩ 平成24年3月29日  
⑪ 平成24年7月27日  
⑫ 平成24年12月21日  
⑬ 平成25年3月29日  
⑭ 平成25年7月26日  
⑮ 平成25年12月20日  
⑯ 平成26年3月28日  
⑰ 平成26年7月25日  
⑱ 平成26年12月19日

⑱ 平成 27 年 3 月 31 日

⑳ 平成 27 年 7 月 31 日

㉑ 平成 27 年 12 月 18 日

A社から請求期間①から⑳に支給された賞与について、事業主は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届を提出しており、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑳に係る賃金台帳により、請求者は、同社から各請求期間に賞与の支給を受け、当該賞与から事業主により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

ただし、A社から提出された請求者及び複数の同僚の請求期間①から⑳に係る賃金台帳により、請求期間③の賞与に係る厚生年金保険料控除額については、当該期間当時の厚生年金保険料率より低い料率で算出された厚生年金保険料額となっていることが確認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、政府の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年2月16日に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成20年12月18日	20万円
② 平成21年7月17日	14万円
③ 平成21年12月17日	19万6,000円
④ 平成22年3月31日	20万円
⑤ 平成22年7月17日	20万円
⑥ 平成22年12月17日	20万円
⑦ 平成23年3月31日	20万円
⑧ 平成23年7月22日	10万円
⑨ 平成23年12月22日	20万円
⑩ 平成24年3月29日	20万円
⑪ 平成24年7月27日	20万円
⑫ 平成24年12月21日	20万円
⑬ 平成25年3月29日	10万円
⑭ 平成25年7月26日	10万円
⑮ 平成25年12月20日	23万円
⑯ 平成26年3月28日	23万円
⑰ 平成26年7月25日	20万円
⑱ 平成26年12月19日	20万円
⑲ 平成27年3月31日	20万円
⑳ 平成27年7月31日	20万円
㉑ 平成27年12月18日	20万円



厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800536号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800035号

## 第1 結論

昭和49年2月から昭和51年1月までの請求期間、昭和52年5月から同年12月までの請求期間及び昭和55年4月から昭和61年4月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年2月から昭和51年1月まで  
② 昭和52年5月から同年12月まで  
③ 昭和55年4月から昭和61年4月まで

年金記録によると、請求期間①、②及び③について、国民年金保険料が未納と記録されている。

しかしながら、各請求期間当時は、経済的な事情で国民年金保険料を納付することができなかったため、請求期間①はA市役所B支所に、請求期間②はC市役所に、請求期間③はD町役場に、それぞれ保険料の免除を申請して全額免除となったはずである。

調査の上、請求期間①、②及び③を、国民年金保険料の全額免除期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、当時住所があったとするA市から国民年金保険料の請求書が届いたが、経済的な事情で納めることができなかったため同市役所B支所へ出向いたところ、保険料免除制度について説明を受け、その場で免除申請の手続をしたと思う旨主張している。

しかしながら、請求者は、免除申請を行ったとする以外、具体的な時期については記憶していないほか、A市は、現在までに同市役所にB支所という名称の支所が開設されたことはなく、請求期間①当時、B地域には3か所の出張所が置かれていたが、国民年金保険料の免除申請は市役所本庁舎のみで取り扱っていたと思われる旨回答しており、請求者の主張とは相違している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入した被保険者の資格取得時期及び請求者が現在所持している年金手帳に押された日付印により、昭和53年2月頃

にE市において払い出されたと推認できることから、請求者は、請求期間①当時は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料の免除申請を行うことはできない上、請求者は国民年金の加入手続を行った具体的な時期及び場所を明確に記憶しておらず、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、請求者の氏名及びこれと類似する複数の氏名による索引を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 2 請求期間②について、請求者は、昭和52年8月に妻（当時。以下「元妻」という。）が事故に遭い入院し自身はその付き添いをする事になり働けなくなったため、同年9月又は同年10月頃、当時住所があったC市（当時）に生活保護を申請しており、その際、自宅に届いていた国民年金保険料の請求書を提示し納付することができない旨話したところ、保険料免除の手続を案内されたため、その場で自身と元妻について免除の手続を行ったと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり昭和53年2月頃にE市において払い出されたと推認でき、元妻の国民年金手帳記号番号も請求者と連番で払い出されていることから、請求者及び元妻は、請求期間②当時は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料の免除申請を行うことはできない。

また、E市が作成した請求者及び元妻の国民年金被保険者名簿によると、昭和52年12月以前の国民年金保険料について納付又は免除を示す記載はない上、請求期間②を含む昭和52年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料について、昭和53年9月12日に過年度納付書を発行した旨記載されている。

なお、請求期間②当時の国民年金法第89条によると、生活保護法による生活扶助を受ける場合はその間の国民年金保険料を納付することを要しない旨規定されており、F市G福祉事務所は、請求者について保護期間が確認できる（保護開始日：昭和52年8月29日、保護廃止日：昭和53年2月1日）と回答しているものの、同事務所は保護の種類についてはデータを保管しておらず確認できないとしており、保護の種類が不明であることから生活扶助を受けていたとまでは認定できず、請求者が同法第89条に該当していたことを確認することはできない。

- 3 請求期間③について、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿によると、請求者及び元妻は、昭和53年1月から昭和55年3月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間と記録されているところ、請求者は、同年4月以降についても、同年1月にE市からD町に転入後、同年の夏頃に同町役場で自身と元妻の保険料免除の申請を行い、その後も毎年、免除申請について書面で案内が来ていたため同町役場で保険料免除の申請を行っていた旨主張している。

しかしながら、請求者の主張からは、請求期間③について毎年の免除申請を行った時期及びその後に送付される国民年金保険料免除の承認通知については明確ではなく、また、D町の国民年金の担当者は、請求期間③当時、国民年金保険料の免除が承認されている被保険者を訪問して免除の継続に関する聞き取りを行っていた可能性はあるが、書面による案内を行っていた形跡は見当たらない旨陳述している。

また、オンライン記録によると、請求期間③のうち昭和55年4月から昭和57年6月までの

期間は、元妻も国民年金保険料は未納と記録されており、免除された記録はない。

さらに、D町が作成した請求者の国民年金被保険者名簿の補記欄には、請求者は、昭和60年4月18日に同町からE市に転出したと記載されていることから、請求期間③のうち昭和61年4月分については、D町役場において国民年金保険料の免除を申請することはできなかったと考えられる上、請求者は、D町からE市に転出した時期及びE市において保険料の免除を申請したか否かについては明確に記憶していない旨陳述している。

加えて、請求期間③の73月を国民年金保険料の免除期間とするためには、毎年度の免除申請の手続（昭和55年度から昭和61年度までの計7回）が必要であり、複数回の免除申請についてその全てが記録されなかったとは考え難い上、D町に、請求者の保険料免除に係る資料を照会したが、保管している資料はないと回答があり、請求者の保険料免除申請の手続について確認することができない。

- 4 このほか、請求者の国民年金被保険者台帳並びにE市及びD町が作成した国民年金被保険者名簿に、請求者が請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す記載はなく、他に請求者が請求期間①、②及び③に係る保険料を免除されていたことをうかがわせる資料もない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。